

山梨県公報

第五百四十二号

令和七年

二月二十七日

木曜日

目次

告示

○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	五七
○土地改良区の定款の一部変更の認可	五七
○道路の供用開始	五七
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	五七
○都市計画の変更	五八
○都市計画事業の事業計画の変更認可	五八
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	五八
○国土調査の成果の認証	五八
○公共測量の終了	五九
○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	五九
○更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則	八一

公安委員会

告示

山梨県告示第三十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定する区域 韮崎市上ノ山字外輪原三千七百四十二番一の一部並びに同市穂坂町三ツ澤字中坊来石七百十一番、七百四十番二及び七百四十一番一の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基

準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和七年二月十四日五ヶ堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和七年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和七年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町中山字石原三四番地先から西八代郡市川三郷町中山字石原二九七番二地先まで	二三五・二	令和七年二月二十八日

山梨県告示第三十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	平成十五年山梨県告示第四十五号中の標柱番号二号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号三十三号を結んだ線、標柱番号三十三から三十七号までの標柱を順次結んだ線、標柱番号三十七号と同告示中の標柱番号三十二号を結んだ線、同告示中の標柱番号三十二号と一号を結んだ線及び同告示中の標柱番号一号と二号を結んだ線に囲まれた区域				
	標柱番号	郡	市	町	村
	大字	字	地	番	
	中小倉	三十三	北杜市	須玉町	小倉
	三十四	同	同	同	前田
	三十五	同	同	同	同
	三十六	同	同	同	北ノ久保
	三十七	同	同	同	前田
					一四七三番一
					一四七一番
					三七六五番
					一四六六番
					地先河川敷
					一四六三番

山梨県告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和七年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 峡東都市計画道路（三・五・三号 塩山駅千野線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 甲斐市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画公園事業四・三・二一 篠原地区公園
- 三 事業施行期間 令和三年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地
- 1 収用の部分 山梨県甲斐市篠原字八幡前及び字本妙寺前地内
- 2 使用の部分 なし

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダアウトレット館甲府店 山梨県甲府市蓬沢町千三十六ー一
- 二 届出の内容 変更
- 三 届出の公告日 令和六年十月十日
- 四 意見の概要 騒音の規制基準の遵守
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和七年三月二十七日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和七年二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 山中湖村
- 二 調査を行った時期 平成十四年六月二十七日から令和六年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南都留郡山中湖村山中の一部

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県峡東農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年二月二十七日

- | | | | |
|---|-------|--------------------------|------------|
| 一 | 測量の種類 | 公共測量（3級基準点網図） | 地図情報レベル500 |
| 二 | 測量の地域 | 山梨県山梨市の一部 | |
| 三 | 測量の期間 | 令和六年六月二十五日から令和七年一月三十一日まで | |

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年二月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の七の見出し中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同条中「第二十一条第三項」を「第二十一条第六項、第二十一条の九第三項」に、「第三十条の九第三項、第三十条の十第二項及び第三十条の十三第二項」を「第三十条の七第四項、第三十条の八第二項及び第三十条の十一」に改め、「又は申出」を削り、同条に次の一項を加える。

2 施行規則第二十一条の二第三項に定める申請書に申請用写真を添付する必要がない場合は、令第四十三条第四項第一号による申請を行う場合とする。

第十七条の八の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条中「変更」の下に「又は免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）及び運転経歴情報記録個人番号カード（以下「マイナ経歴証明書」という。）の免許情報記録の書換え」を加える。

第十七条の九第一項中「優良運転者」の下に「又は一般運転者（一般運転者にあつては、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力を含む。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習を受講済みのものに限る。）」を、「運転免許証」の下に「若しくはマイナ免許証又はその双方」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 優良運転者又は一般運転者は、第一条の規定にかかわらず法第百一条の二の二第一項の規定により、住所地を管轄する都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して運転免許証若しくはマイナ免許証又はその双方の更新の申請を行うことができる。この場合において、法第百一条の二の二第三項の規定による申出をするときを除き、有効期間が満了する日の直前の誕生日までに行わなければならない。

第十七条の九第三項中「公安委員会」を「経由地公安委員会」に改め、「運転免許証」の下に「若しくはマイナ免許証又はその双方」を加え、同条第四項中「運転免許証」の下に「若しくはマイナ免許証又はその双方」を加え、「変更」を「変更等」に改める。

第十七条の十第一項中「第三十条の十第一項」を「第三十条の八第一項」に改め、「の交付」の下に「若しくは運転経歴情報の記録又はその双方」を加え、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に改め、同条第二項中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十第一項」に改め、「届出」の下に「若しくは施行規則第三十条の十五第一項の規定によるマイナ経歴証明書の住所等の変更の届出又はその双方の届出」を加え、「運転経歴証明書記載事項変更届」を「運転経歴証明書等記載事項変更届」に改め、同条第三項中「第三十条の十三第一項」を「第三十条の十一第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 施行規則第三十条の十二第二項及び第三項の規定による運転経歴証明書の返納は、別記様式第十四の五の三の運転経歴証明書返納届により行うものとする。

5 施行規則第三十条の十六第二項の規定によるマイナ経歴証明書の運転経歴情報記録の抹消は、別記様式第十四の五の四の運転経歴情報記録抹消届により行うものとする。

第十七条の十一中「及び運転経歴証明書」を、「マイナ免許証、運転経歴証明書及びマイナ経歴証明書」に改める。

第十九条第三項第一号及び第十九条の四第三項第一号中「運転免許証」の下に「若しくはマイナ免許証又はその双方」を加える。

別記様式第十二の二中

備考

を

手数料欄

に改め、同様式の備考中

第二号を削り、第三号を第二号とする。
別記様式第十三及び別記様式第十三の三の二を次のように改める。

別記様式第13（第15条の2関係）

初心運転者講習受講申請書		
年 月 日		
殿		
申請者		
住 所		
氏 名		
生年月日 年 月 日生		
(歳)		
(電話)		
道路交通法第108条の2第1項第10号に基づく初心運転者講習(準中型、普通、大自二、普自二、原付)の受講を申請します。		
現 に 受 け て い る 免 許		
交 付 公 安 委 員 会		
交 付 年 月 日	年 月 日	
有 効 期 限	年 月 日まで有効	
免 許 証 番 号	第 号	
記 録 等 年 月 日	年 月 日	
有 効 期 限	年 月 日まで有効	
免許情報記録の番号	第 号	
免 許 証 の 種 類	準中型 普通 大自二 普自二(限定なし、小型限定)	
	原付 その他()	
備 考		
通知書の番号		第 号

若年運転者講習申請書

年 月 日

殿

申請者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生
(歳)

TEL

道路交通法第108条の2第1項第14号に基づく若年運転者講習(大型一種、中型一種、普通二種、中型二種、大型二種)の受講を申請します。

現に受けている免許

交付公安委員会

交 付 年 月 日

年 月 日

有 効 期 限

年 月 日まで有効

免 許 証 番 号

第

号

記 録 等 年 月 日

年 月 日

有 効 期 限

年 月 日まで有効

免許情報記録の
番 号

第

号

免 許 証 の 種 類

大型一種

中型一種

普通二種

中型二種

大型二種

その他()

備 考

通 知 書 の 番 号

第

号

別記様式第十三の十一及び別記様式第十三の十一の二中

「
免
許
証
の
記
録
の
番
号
又
は
許
証
番
号
の
記
録
の
番
号
」

を

「
免
免
」

に改める。

別記様式第十四及び別記様式第十四の二を次のように改める。

別記様式第14（第16条関係）

受 講 申 請 書

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 殿

申請者 住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

私は道路交通法第108条の2第1項第3号の規定による停止処分者講習を受けたいので

申請します。

短期

中期

長期

免許証番号

第

号

免許情報記録
の番号

第

号

手 数 料 欄

別記様式第14の2（第16条の2関係）

違反者講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生（ 歳）
電話番号

私は、道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習の受講を申請します。

免許証番号又は免許情報記録の番号	第 号
------------------	-----

講習の区分	1	社 会 参 加 活 動 コ ー ス
	2	実 車 指 導(四 輪)コ ー ス
	3	実 車 指 導(二 輪)コ ー ス

 選択したコースに○印を付してください。

講 習 手 数 料 欄	通 知 手 数 料 欄

備考 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。

別記様式第十四の四から別記様式第十四の五の二までを次のように改める。

別記様式第14の4（第17条の10関係）

（表面）

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 等 申 請 書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

※太枠内のみ記入してください。

処理区分		資料区分																			
フリガナ											性別										
氏名											電話番号	()		男	女						
生年 月日	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日																	
現在の所有カード				免許証				マイナ免許証													
手続終了後の所有希望カード				運転経歴証明書				マイナ経歴証明書													
運転経歴証明書（写）														照会番号							
														手数料欄							
運転免許経歴証明書交付(運転経歴情報)内容																					
欠字											免許の条件					入力担当者					
講習											管轄										
氏名											年 月 日 生	電話									
本居等住所															申請者受領						
内容	有効年月日	免許証番号	第	号	有無	交付日：No.						年 月 日									
					免許の種類	大型	中型	普通	大型二種	普通二種	原付			けん引	大型二種けん引						
備考等													受付取扱者								

(裏 面)

申請書の記載要領等

1. 氏名欄は、黒又は青のボールペン等で明瞭に、楷書で記載し、又は5号活字で印字すること。
2. この申請書に添付する写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとする。

別記様式第14の5（第17条の10関係）

運転経歴証明書等記載事項変更届

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

※太枠内のみ記入してください。

処理区分		資料区分																	
フリガナ		変 更 事 項	生年 月日	大正	昭和	平成			年			月			日				
氏名		フリガナ												性別					
		氏名												男	女				
電話番号		住所																	
		現在の所有カード				運転経歴証明書				マイナ経歴証明書									
		手続終了後の所有希望カード				運転経歴証明書				マイナ経歴証明書									
運転経歴証明書（写）															確認書類				
															☐ マイナンバーカード				
															☐ 住民票				
															☐ 公共郵便物				
				☐ 在留カード															
				☐ その他 ()															
				警察署受付				免許課受付											
運転免許経歴証明書交付(運転経歴情報)内容																			
運 転 経 歴 証 明 書 等 内 容	欠字					免許の条件					入力担当者								
	講習			管轄	署														
	氏名	年 月 日 生 電話														申請者受領			
	本国籍等住所																		
	有効年月日	免許証番号	第	号	有無					交付日・No.	年 月 日								
	免許の種類	大	中	準中	普通	大自二	普自二	小	原	付	引	二	中	普	大	特	二		
備考等																受付取扱者			

運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付 申 請 書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

※太枠内のみ記入してください。

処理区分		資料区分																									
フリガナ						電話番号	()					性別															
氏名												男	女														
生年 月日	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日																							
現在の所有カード				運転経歴証明書				マイナ経歴証明書																			
手続終了後の所有希望カード				運転経歴証明書				マイナ経歴証明書																			
												照会番号															
												手数料欄															
																				警察署受付				免許課受付			
運転経歴証明書交付(運転経歴情報)内容																											
運 転 経 歴 証 明 書 等 内 容	欠字						免許の 条件 署						入力担当者														
	講習																										
	氏名	年 月 日 生 電話										申請者受領															
	住所																										
	有効年月日	免許証番号		第	号	有無										交付日・No.											
	免許の種類	大型	中型	普通	大型 自 動 車	小型 自 動 車	原付 二 輪	軽 二 輪	中 二 輪	普通 二 輪	大型 自 動 車	大型 自 動 車	大型 自 動 車	大型 自 動 車													
備考等												受付取扱者															

(裏 面)

申請書の記載要領等

1. 氏名欄は、黒又は青のボールペン等で明瞭に、楷書で記載し、又は5号活字で印字すること。
2. この申請書に添付する写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとする。

別記様式第十四の五の二の次に次の二様式を加える。

別記様式第14の5の3（第17条の10関係）

※太枠内のみ記入してください。

運転経歴証明書返納届

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

返納者住所

返納者氏名

次のとおり運転経歴証明書を返納します。

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
交付年月日 (照会番号)	年 月 日 ()		
公安委員会名	公 安 委 員 会		
証 明 書 番 号	第 号		
返納理由	1 免許取得 2 再交付後発見（拾得・自宅等発見・盗難回復・その他） 3 保有状況変更 4 本人の死亡（ 年 月 日死亡）		
備考			

別記様式第14の5の4（第17条の10関係）

運 転 経 歴 情 報 記 録 抹 消 届

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

抹消者 住所

抹消者 氏名

電話番号

以下の情報記録の抹消を届出ます。

運 転 経 歴 情 報 記 録 内 容	記録等公安委員会		公安委員会														
	運転経歴情報 の記録等年月日		年														

備 考

運転経歴情報記録抹消後のマイナンバーカードを確認しました。

抹消登録者

年 月 日 氏名:

別記様式第十四の六を次のように改める。

別記様式第14の6（第18条の2関係）

高 齢 者 講 習 受 講 申 請 書																		
年 月 日																		
山 梨 県 公 安 委 員 会 殿																		
申請者 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生(歳) 電話番号 男・女																		
私は、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習の受講を申請します。																		
講 習 の 区 分	75歳未満の講習																	
	75歳以上(運転技能検査受検済)の講習																	
	75歳以上(運転技能検査該当無)の講習																	
	臨時高齢者講習																	
交付公安委員会	公安委員会交付										免許証 の有効 失効 効 力	年 月 日まで有効 年 月 日失効						
免許証番号	第																号	
免許情報記録 の番号	第																号	
取得免許の種類	第一 種免 許											第二 種免 許						
	大型	中型	準 中 型	普通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大型 二	中型 二	普通 二	大 特 二	け 引 二			
手数料等																		

備考

- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 「講習の区分」欄は、該当する講習の区分に○印を付すこと。
- 3 「免許証の効力」欄は、有効又は失効に○印を付し、有効期間又は失効年月日を記載すること。
- 4 75歳以上の受講者については、認知機能検査結果通知書等により認知機能検査を受けていることを確認すること。

別記様式第十四の八を次のように改める。

別記様式第14の8（第18条の2の2関係）

特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生(歳)
電話番号 男・女

私は、道路交通法第108条の2第2項に規定する講習の受講を申請します。

講 習 の 区 分	7 5 歳未満の講習															
	7 5 歳以上（運転技能検査受検済）の講習															
	7 5 歳以上（運転技能検査該当無）の講習															
交付公安委員会	公安委員会交付					有効期間		年 月 日まで有効								
免 許 証 番 号	第														号	
免許情報記録 の 番 号	第														号	
取得免許の種類	第一 種 免 許											第二 種 免 許				
		大型	中型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引		大型 二	中型 二	普通 二	大 特 二
手数料欄																

- 備考
- 1 氏名等は、明瞭に楷書で記載すること。
 - 2 「講習の区分」欄は、該当する講習の区分に○印を付すこと。
 - 3 7 5 歳以上の受講者については、認知機能検査結果通知書又は運転技能検査受検結果証明書により認知機能検査又は運転技能検査を受けていることを確認すること。

別記様式第十五中

手数料

手数料欄

に改め、同様式

の備考中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別記様式第十五の二中

手数料

手数料欄

に改め、同

様式の備考中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別記様式第十五の六中「中 手数料欄」を「中 手数料欄」に改める。

別記様式第十六を次のように改める。

限定解除審査申請書																				
山梨県公安委員会 殿										年 月 日										
フリガナ										電話番号		()						性 別		
氏 名												—						男 ・ 女		
生年月日		大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日 生																		
免許証の写し																				
マイナ免許証	記録等公安委員会		公安委員会								特定免許情報の記録等年月日				年 月 日					
	免許情報記録の番号		第 号								免許情報記録の有効期限の末日				年 月 日					
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二	免許の件数		
	免許の取得年月日		二・小・原		年 月 日				他		年 月 日				その他		年 月 日			
限定解除を受けようとする者に係る免許の条件																記載事項変更の有無				
																有 ・ 無				
手数料欄												受付印								
審査結果						審査担当者印								登録印等						

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月二十七日

委員長 堀内拓三

更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

更新時講習の実施に関する規則（平成十八年山梨県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「關しては、別に定めるところによる」を「關し必要な事項は、山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定める」に改め、同条第四項を削る。

第三条を次のように改める。

(更新時講習の実施方法等)

第三条

更新時講習は、次に掲げる方法により受講できるものとする。

一 対面講習 山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の承認を受けた更新時講習指導員（以下「講習指導員」という。）が、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）、交通部運転免許課都留分室（以下「運転免許課都留分室」という。）、警察署又は別に指定する場所において定時集合方式により受講者の対面で行う講習で、次の表の講習区分によりそれぞれに定める受付時間等に受け付け、実施するもの。

講習場所	講習区分	優良運転者講習	運転免許課 (国民の祝日(国民の祝日が日曜日に当たるときはその翌日。以下この表及び第十八条の
受付時間	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	午後二時から午後三時まで	午前十時から午前十一時十五分まで
講習時間	午前十時から午前十一時三十分まで	午後二時三十分から午後三時まで	午後三時十五分から午後三時四十五分まで

表において 同じ。）、 年末年始の 休日及び土 曜日を除く 日に実施す る。）		一般運転者 講習		午前九時から午前九 時三十分まで	午前九時五十分から午前十時 五十分まで
違反運転者 講習		午前八時三十分から 午前九時まで	午後二時から午後三時 二十分まで	午前九時二十分から午前十一 時二十分まで	午後二時から午後四時まで
初回更新者 講習		午前八時三十分から 午前九時まで	午後一時から午後一 時四十分まで	午後二時から午後四時 二十分まで	午後二時から午後四時まで
優良運転者 講習		午前九時から午前十 時まで	午後一時から午後一 時四十分まで	午前九時三十分から午前 十時まで	午前九時三十分から午前 十時まで
運転免許課 都留分室 （国民の祝 日、年末年 始の休日、 土曜日及び 日曜日を除 く日に実施 する。）		午後一時三十分から 午後二時十分まで	午後二時から午後三時 十分まで	午後二時三十分から午前 三時五十分まで	午後二時から午後三時 十分まで
一般運転者 講習		午前八時三十分から 午前九時まで	午後二時から午後三時 十分まで	午後二時三十分から午前 三時五十分まで	午後二時から午後三時 十分まで

警察署及び別に指定する場所	違反運転者講習		初回更新者講習	
	午後一時から午後一時三十分まで	午後一時五十分から午後二時五十分まで	午後一時から午後一時三十分まで	午後一時五十分から午後三時五十分まで
本部長が別に定める。	午前八時三十分から午前九時まで	午前九時二十分から午前十一時二十分まで	午前八時三十分から午前九時まで	午前九時二十分から午前十一時二十分まで
	午後一時から午後一時三十分まで	午後一時五十分から午後三時五十分まで	午後一時から午後一時三十分まで	午後一時五十分から午後三時五十分まで

二 オンライン講習 山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）別表第六の三十二の項に規定する講習であつて、道路交通法施行規則（昭和三十一年総理府令第六十号）第三十八条第十一項第三号に規定する受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の国家公安委員会規則で定める基準に従つて行うもの。

2 前項第一号に規定する講習場所以外で行う更新時講習及び同項第二号のオンライン講習の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

3 警察署長は、警察署で更新時講習を行う場合において、あらかじめ更新時講習の実施日時を指定し、効果的な講習が実施できるように配慮するものとする。

4 前項の講習の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

第四条中「警察署又は」の下に「本部長が」を加える。

第六条中「（昭和三十五年総理府令第六十号）」を削り、「山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」を「公安委員会」に改める。

第七条第一号中「更新時講習指導員（以下「講習指導員」という。）」を「講習指導員」に改める。

員」に改める。

第十八条中「山梨県警察本部長」を「本部長」に改め、同条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（オンライン講習を受講した場合の更新手続）

第十八条 オンライン講習を受講した場合の更新手続は、次の表の講習区分によりそれぞれに定める受付場所等において行うものとする。

講習区分	受付場所	受付時間
優良運転者講習及び一般運転者講習（高齢者講習受講対象者を除く。）	運転免許課（国民の祝日、年末年始の休日及び土曜日を除く日に受け付ける。）	・ 午前八時三十分から午前九時三十分まで ・ 午後一時から午後二時まで
運転免許課都留分室（国民の祝日、年末年始の休日、土曜日及び日曜日を除く日に受け付ける。）	警察署（国民の祝日、年末年始の休日、土曜日及び日曜日を除く日に受け付ける。）	・ 午前十時から午前十一時三十分まで ・ 午後二時から午後二時三十分まで
	午前九時から午後四時まで	

別表第一の二の項を次のように改める。

二 運転者の心構えと義務	二 運転者の心構えと義務	
	(一) 交通事故の悲惨さ (二) 無事故無違反の奨励 (三) シートベルト、ヘルメットの着用 (四) 交通事故を起こした加害	講義（教本、視聴覚教材等） ア 交通事故の被害者や遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 イ 今後における無事故・無違反及び安全運転を奨励する。 ウ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、そ

別表第一の二から別表第一の五までの二の項を次のように改める。

二 運転者の心構えと義務	(一) 交通事故の講義（教本、視聴覚教材等）	ア 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 イ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と	十分
(四) 交通事故を	(二) 安全運転の心構え (三) シートベルト、ヘルメットの着用		

附 則
この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番